

## 地域金融円滑化のための基本方針

桐生信用金庫（理事長：坂田忠男）は、地域金融のさらなる円滑化に寄与することを目指して、下記のとおり「金融円滑化基本方針」を定め、態勢整備を図ることといたしました。

# 金融円滑化基本方針

平成 22 年 2 月 1 日

桐生信用金庫

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 本基本方針および金融円滑化管理規程等を策定するとともに、金融円滑化管理責任者および金融円滑化担当者（本部及び各営業店）を選任し、金融円滑化に関するお客さまからのお申込みに対応いたします。
- ・ 本部の融資 部に事業支援担当者を配置し、お客様の経営改善を支援いたします。
- ・ 職員の目利き能力向上のため融資業務や財務分析等の研修を実施いたします。
- ・ お客さまの利便性向上のため、営業店に「緊急相談窓口」・本部に「金融円滑化苦情相談窓口」をそれぞれ設置し、金融円滑化に関するお客さまからの相談及び苦情に対応いたします。また、お客さまからの相談及び苦情の内容について記録・保管するとともに、常勤理事会へ報告し、当金庫全体で問題を共有し、改善に努めてまいります。
- ・ 常勤理事会は金融円滑化への取組状況の報告を受け、その取組状況が十分であるかを点検し、必要に応じて改善を指示させる態勢といたします。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

桐生信用金庫 経営管理部 電話番号：フリーダイヤル 0 1 2 0 - 4 3 7 - 1 2 5

